

放射能・放射線 を測定



震災以降に深刻な状況となっている放射性物質の濃度について、食品や飲料水など身近な物から河川や土壌の環境まで、安全を確認するための濃度測定をお引き受けいたします。

食品中の放射性物質に係る基準値

放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)について

乳等のうち、乳・乳飲料、乳児用の乳製品・乳及び乳製品を主要原料とする食品	50Bq/kg
乳等のうち、上記以外の乳製品・乳及び乳製品を主要原料とする食品	100Bq/kg
ミネラルウォーター類・原料に茶を含む清涼飲料水・飲用に供する茶	10Bq/kg
乳児の飲用に供することを目的として販売する食品(乳等を除く)	50Bq/kg
上記以外の食品(乳等を除く)	100Bq/kg

海水浴場で遊泳が可能な放射性物質濃度の目安

ヨウ素	30Bq/L
セシウム	50Bq/L

水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標(0.1)を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値

セシウム	5000Bq/kg(野菜の10倍)
------	-------------------

連絡先



株式会社 近畿地域づくりセンター

水環境研究所

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町14番地
Tel 075-693-3948 / Fax 075-693-3949

2段階測定による安全の確認

お客さまへ

当社では、放射線測定を二段階でおこないます。第一段階では暫定規制値を超えるのか、暫定規制値以下なのかを短時間で測定します。そして明らかに暫定規制値を超える場合、速報するとともに、第二段階の詳細測定の要否についてお客様と相談させていただきます。

このようにお客様のご要望に合わせた測定体制を整えており、場合によっては測定にかかる経費が節約となることがあります。

測定の流れ

試料の搬入（受付）

第1段階

Nal シンチレーション式サーベイメータによる測定

低濃度

高濃度

基準値を大きく上回った試料は直ちに報告「速報」
以降の詳細な分析は必要に応じて行う

第2段階

ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射性セシウム
及びヨウ素の詳細測定

報告書の作成

基準値を満たしている内容及び詳細測定値等を報告
(受付後 7 営業日程度)

試料

必要試料量	液体（2リットル以上）、土壌・食品・廃棄物（2キログラム以上）、野菜（食する部分が2キログラム以上になる量）
測定済試料	測定に供した試料や容器はお客様から指示が無い限り当社にて処分いたしますが、一部廃棄物処理ができない場合は返送いたします。